

関です。Vなどと公言する公民館長すら出てきて、せつかくの個人個人の自由な芽生えを無視する傾向すらある。

府県でいえば、県民自身が集団をつくっていろいろな事業を執行しているのに、そういう事業とはまったく孤立して、**八俺にしたがえ** V といった事業をブツで、それで社会教育が行われていると考えてはならない。事業をブツこともよからうが、かえって施設や設備に力を注いで恒久的な環境の醸成につとめていかなければならないと思われるのに、予算の上から見てもそういうものはだんだん減ってきた。

国でいえば、公民館建築助成に一県一館、わずかに二十万円とか十五万円の少額で、もう数館分を助成してくれてもよかりそうなものなのに、特別助成金とやらで八ひもつき V の事業費が送られてくる。三十二年度の特長は、この特別助成金ではなかったかと、ひそかに反省している。特別助成金、決してわるいのではない。新しい刺激を受けるという点で大いに歓迎するが、そのために国や地方公共団体（府県や市町村）の社会教育における使命があいまいにされてはならないと思う。

国も府県も市町村も、宿泊訓練の可能な公民館をつくっていくとか、青少年のための教育キャンプ地とか、サイクリングやハイキングによい場所を設定するとか、簡易に撮映したり映写したりできる撮映機や映写機を購入し、共同でフィル

ムライブラリーを経営するとか、そういった方向にもう少し力を八れてよいのではないか。

もう一つ大切なことは、社会教育の後継者をつくるということ、および社会教育の専任担当者を交換しあえるような仕組みと場所をつくるということ。このこととなくしては社会教育は幅の広い、深さの深いものにならず、むしろ停滞と、妙な権威（オールマイティ）が生れてくるだけである。どんどん新人をつくること、どんどん交換できる場所をつくって

## 第二節 活動し始めた公民館

公民館は社会教育の機関であるということ、そして教育というからは、公民館は人間の結びつきを考えねばならぬというところ、この人間の結合を生み出すことが公民館の仕事であるということが一般的に理解されてきたことは今後の社会教育に曙光を見出したようである。

公民館活動は社会教育法にもとづいて行われてきたわけであるが、法そのものは関係者から誤謬・誤解され、社会教育における公民館の役割に関して種々問題が発生しているようである。

公民館活動が不活発な原因として、まづ地教委の任務と公民館の任務について原則的な相違があることを理解しないからであろう。

法に示されているところの公民館は、市町村がこれを設置し、地教委がこれを

いくこと。いくら新人をつくっても、交換できる場所がなければ、どうにもならない。また、いくら交換できる場所がいくらあっても、それにたえうる新人がつけられていなければ、これもまたどうにもならない。他県のこととは分らないが、理論的にも現実的にも社会教育の進展は、このこととなくしては不可能である。みんながぼんやりしていると、また戦前踏んだ同じ八わだち V を、再び誰が踏まぬと、いい切れるか。

管理するところの社会教育施設であるというところは、現在においては、このことがはっきりしてきたようであるが、ここでもう一度、トラブルが発生しないように、両者の任務を一応明瞭にしておく必要があると思う。

最近、両者の間にトラブルが少なくなってきたことは、社会教育の振興上よい傾向であるが、といて今後の公民館活動になんらの不安がないとは考えられぬので、事業面をめぐる両者のトラブル発生の可能性は残されているとみるべきであらう。

このことがまた、新しい町づくりや村づくりにななる影響をおよぼしてくるものである。

例えば、青年学級については、法的にダブっているから、地教委が直接実施せ

ねばならぬと考えても、青年学級振興法によれば、開設は市町村、管理は地教委、実施は公民館または学校というようにはっきりしている。

すなわち、地教委の側は事務で、公民館の方は事業である。

このことを考えれば、この両者の縄張り争いも消滅するものと思われる。

### 公民館活動は、再出発する時期

従来の行事中心型の社会教育行政から脱却して、もっと地道に、民衆が自分で考え、自分たちで研究し、学習する気運を盛りあげる方途を見出すように努力すべきである。

公民館は住民全体を対象とした教育活動でなくてはならない。

町村合併ともなり公民館の問題は大きな問題として論じられてきたが、全市町村の立場において、全社会的教育的立場における、総合的的社会教育計画を具体化する施設として、いまこそ再出発すべき時期にきていると思ふものである。

### 動き出した公民館運営審議会委員

公民館は住民全体を対象とした活動でなければならない。

施設は不備でも、専任主事はいなくても、当分はやむをえない。

しかし運営審議会委員は本当に活動をはじめ、総合計画、年間計画を作成して、公民館活動を計画的・合理的・効果的に展開しつつあることは喜びにたえない。